



三 宮 十五郎 議員

## 変更された県の障害者手当 制度を、元に戻してほしい

**問**

県在宅重度障害者手当が、20年度から制度が変更されていること【指】は、問題があると思う。

市として復活するよう県へ要請してほしいがどうか。

【指】 在宅の障害者への手当。月7千円と16、100円の2種類があり、所得等に制限がある。

20年度より、65歳以上で新たに手帳を取得した場合、支給額月7千円の「第2種」に該当しても、支給対象外となった。

## 県へ要望していきたい

**答** 市長

身体障害者手帳1級または2級で、かつ療育手帳A判定の人に対しては、従来どおり（65歳以上の手帳取得者も）支給されている。

しかし、元の制度に戻すよう、いろんな機会を通じて県へ要望していきたい。

## 福祉タクシー制度の充実を

**問**

巡回福祉バス等が利用できない重度障害者を支援する、福祉タクシー料金助成制度【指】に改善してほしいがどうか。

【指】 市では、定めににより障害者手帳（身体・療育・精神）の所持者に、一般タクシーの場合、「初乗運賃+迎車料金」を助成する利用券を年間36枚交付している。

## 県の調査結果を参考に検討

**答** 福祉課長

心身障害者福祉タクシー料金助成は、現在、県が各市の状況を調査している。調査結果がまとまったら、それを参考に検討していきたい。

## 新制度の授産施設の負担金は

**問**

福祉授産所は障害者自立支援法に基づく施設に移行する【指】が、どの程度、（通所者の）負担を考えているか。

【指】 福祉授産所は、障害者が軽作業を通して社会復帰を目指す通所型施設。

市には2施設あり、いずれも障害者自立支援法に基づく施設に22年度より移行する。

市福祉授産所は就労継続支援B型【以下①】・就労機会の提供施設【以下②】・就労機会の提供施設【以下③】に、十四山福祉授産所は地域活動支援センター【以下④】・創作的活動等を行う施設【以下⑤】になる。

月1、500円  
〜1万円である

**答** 福祉課長

①は負担軽減措置により月1、500円に、②は月額約1万円になると考えている。

9月議会の条例改正の中に②の利用料軽減ができることが盛り込んであるので、今後検討していきたい。



市福祉授産所  
（総合福祉センター内）